



第4章 生活環境の確保

施策4 生活環境を快適にします

関連する SDGs	本市で重視すべき視点	関連する SDGs	本市で重視すべき視点
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	大気、水質及び土壌の汚染や、有害化学物質による健康被害をなくし、安全な生活環境を実現します。	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	大気の常時監視や廃棄物の適正な処分に注意を払い、良好な生活を確保します。

1 節 大気環境の保全

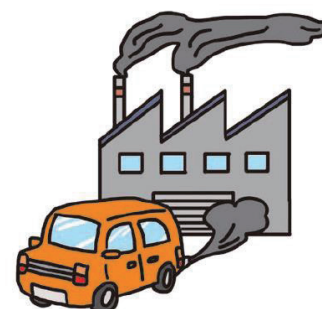
1 これまでの取り組みと課題

◆大気汚染とは

工場や自動車などから窒素酸化物(NOx)やいおう酸化物(SOx)などが排出されることで、大気が汚染されます。これらの物質は大気汚染物質と呼ばれ、酸性雨の原因となったり、人や動植物に害のある物質に変化したりするなど、様々な問題を引き起こします。

例えば、石油などの燃料を燃焼することで発生する窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)は、反応すると光化学オキシダントを生成します。光化学オキシダントは高濃度になると、目やのどに刺激を与えるといった健康被害を生じさせます。

また、かつてドライクリーニングで使用されていたテトラクロロエチレンや自動車の排気ガスに含まれるベンゼンなどの有害大気汚染物質、物を燃やした時に発生するダイオキシソ類は、低濃度であっても長期的に吸引すると人の健康を損なうおそれがあり、特に注意が必要です。



(1) これまでの取り組み

◆国・県の取り組み

- ・国は、環境基本法第16条第1項に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染物質や有害大気汚染物質、微小粒子状物質(PM_{2.5})に係る環境基準を定めています。

【環境基本法】(平成5年法律第91号)

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

大気汚染物質	二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、 二酸化窒素、光化学オキシダント
有害大気汚染物質	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン

- ・ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類による大気汚染の環境基準を定めています。
- ・大気汚染防止法や岐阜県公害防止条例は、工場や事業場における事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び建築物の解体等に伴う粉じんの排出等を規制しています。
- ・また、大気汚染防止法は、「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出義務、排出基準等も定めています。

◆本市の取り組み

- ・大気汚染防止法第 22 条に基づき、岐阜市内に一般環境大気測定局を 3 局、自動車排出ガス測定局を 1 局設置し、大気の汚染状況の常時監視を実施しています。

【大気汚染防止法】（昭和 43 年法律第 97 号）

第 22 条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染(放射性物質によるものを除く。第 24 条第 1 項において同じ。)の状況を常時監視しなければならない。



● 一般環境大気測定局



○ 自動車排出ガス測定局



- ・大気汚染を防止するため、工場等へ立ち入り、施設の適正管理及び排出ガス等の規制基準の遵守を指導しています。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、定期的に大気中のダイオキシン類の測定をしています。
- ・建築物の解体等工事に伴うアスベストの飛散を防止するため、届出対象の作業現場の立入検査を実施しています。

(2) 結果と課題

- ・市内の測定局における大気の常時監視の結果、光化学オキシダントを除く大気汚染物質について、環境基準を満たしています。
- ・一般大気環境におけるダイオキシン類及び有害大気汚染物質についても、環境基準を満たしており、健康で安全、快適な生活環境が保たれています。
- ・市民の安心、安全な生活環境を確保するため、今後も市内の大気環境の把握に努め、工場等への指導を継続していく必要があります。

2 今後の取り組み

- ・市内の大気測定局において、大気汚染物質の常時監視及び有害大気汚染物質やダイオキシン類の測定を実施し、その結果を公表します。
- ・工場等への立入検査を実施し、大気汚染防止法などの規制遵守を指導します。
- ・ダイオキシン類の排出規制等の立入指導とともに、建築物の解体等工事に伴うアスベストの飛散を防止するため、作業現場の立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導します。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①光化学オキシダントの環境基準の適合率	94%	96%	昼間の1時間値が0.06ppm以下の時間数の割合
②微小粒子状物質(PM _{2.5})の環境基準の適合率	100%	100%	日平均値が35μg/m ³ 以下の日数の割合
③ダイオキシン類対策特別措置法の対象事業場の基準の適合率	100%	100%	基準適合施設数/調査施設数
④アスベスト除去現場の漏えい基準の適合率	100%	100%	基準適合現場数/測定現場数

2 節 水・土壌環境の保全

1 これまでの取り組みと課題

◆水質汚濁とは

河川や湖沼、かんがい用水路など、公共のために利用される水域や水路のことを「公共用水域」といいます。水質汚濁とは、これらの公共用水域の水が、工場・事業場や一般家庭からの排水などによって汚れた状態のことをいい、排水に含まれる有機物や有害物質などは、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

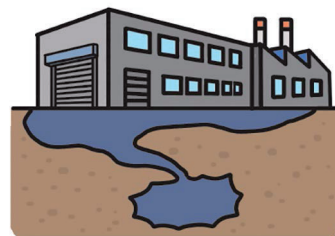


◆土壌汚染とは

土壌汚染とは、土壌が有害な物質で汚染された状態のことをいいます。土壌汚染は、工場や事業場で使用している有害な物質の不適切な取り扱いなどが原因で発生するケースが多く、あわせて地下水汚染を引き起こす場合もあります。

また、有害な物質が自然界に元から存在し、自然由来による土壌汚染が発生する場合があります。

汚染された土壌に含まれる有害物質が、口や肌から体内に入ったり、有害物質が溶け出した地下水を口にすることで、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。



(1) これまでの取り組み

◆国・県の取り組み

- ・国は、環境基本法第16条第1項に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、公共用水域の水質の汚濁に係る環境基準を定めています。

生活環境の保全に関する環境基準の調査項目

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性の程度を表します。7が中性で、数値が小さくなるほど酸性、大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水に含まれる有機物を微生物が分解するときに消費する酸素の量で、水の汚れ具合の目安となります。
浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している、水に溶けない汚れの量を表します。
溶存酸素量 (DO)	水に溶け込んでいる酸素の量です。基本的に数値が高いほど水質は良好です。
大腸菌数	水の中にいる大腸菌の数です。ふん便による汚染等があると数値が大きくなります。

- ・水質汚濁防止法は、公共用水域や地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境の保全をすること等を目的として、工場や事業場に対する排水基準を定めています。

- ・ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類による水質汚濁（河川の底質を含む）や土壌汚染に係る環境基準を定めています。また、環境保全等を目的として、工場や事業場に対するダイオキシン類の基準を定めています。
- ・岐阜県は、水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域と地下水の水質の状況を把握するため、「岐阜県公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画」（以下「県計画」という。）を策定しています。

◆本市の取り組み

- ・本市には、長良川をはじめ、伊自良川や境川など数多くの河川があります。これらの河川において、県計画に基づき、環境基準点（8地点）での定期的な水質や底質の検査を、国と分担して実施しています。



環境基準点	実施主体
①長良川中流（藍川橋）	国
②長良川下流（長良大橋）	
③伊自良川上流（繰舟橋）	
④伊自良川下流（竹橋）	
⑤境川上流（東辰新橋）	本市
⑥境川下流（境川橋）	
⑦荒田川（出村）	
⑧鳥羽川（伊自良川合流前）	

- ・また、本市には、良質で豊富な地下水があり、同じく県計画に基づき、調査地点（23地点）でカドミウム等の健康項目の調査を実施しています。
- ・水質汚濁防止法に基づき、特定事業場の監視を実施しています。
- ・市内の河川や公園などで、河川水、河川底質、地下水、土壌について、ダイオキシン類の常時監視を実施しています。
- ・公共用水域の水質汚濁の原因として、家庭から排出される生活排水が挙げられることから、「岐阜市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、公共用水域の汚染を低減するため、下水道整備区域では、地域の実情等に応じて下水道の整備を行い、下水道整備区域以外では、合併処理浄化槽の普及を進めています。
- ・浄化槽法に基づき、浄化槽の適正な維持管理について、指導・啓発を行っています。



特定事業場への立入検査の様子

(2) 結果と課題

- ・本市の河川水や地下水は、各々の環境基準を概ね満たしています。
- ・工場や事業場からの排水は、排水基準を概ね満たしています。
- ・水質や土壌のダイオキシン類は、継続して環境基準を満たしています。
- ・良好な水環境を保全するために、河川などの水質を監視する必要があります。
- ・土壌汚染が判明した場合は、市民の健康被害の防止のため、周辺の汚染状況の調査などの対応を図る必要があります。
- ・生活排水の適正な処理のため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進する必要があります。

2 今後の取り組み

◆水環境の保全

- ・良質な水質を保持するため、県計画に基づき、定期的に河川水、河川底質、地下水について調査を実施します。
- ・排水基準を遵守するよう、基準を周知します。また、定期的に事業場の立入検査を実施し、これを指導します。
- ・公共用水域における水質汚濁事故に速やかに対応するため、関係部署と「岐阜市河川事故対応措置」を制定し、被害の拡大防止に努めます。



長良川

◆土壌環境の保全

- ・土壌汚染が判明した場合は、岐阜市地下水保全条例に基づき、市民への周知を行います。また、周辺井戸水調査を実施するとともに、土地の所有者等に対して、土壌汚染対策法に基づく指導を行います。

◆ダイオキシン類対策

- ・ダイオキシン類による汚染の有無を確認するため、水質や土壌について継続的に調査を実施し、その結果を周知します。

◆生活排水の対策

- ・下水道整備区域では地域の実情等に応じて下水道の整備を行い、下水道整備区域以外では合併処理浄化槽の普及を推進します。
- ・浄化槽の適正な維持管理について、関係機関や様々な媒体を通して指導・啓発を行います。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①河川水質基準の適合率	89.4%	100%	生活環境項目基準適合検体数 /環境基準点(8地点)の検体数
②排水基準の適合率	92.7%	100%	基準適合事業場数/排水調査 事業場数
③地下水の概況調査における 環境基準の適合率	100%	100%	環境基準適合地点数/地下水 調査地点数(23地点)
④ダイオキシン類環境基準の 適合率(水・土壌)	100%	100%	環境基準適合数/ダイオキシ ン類調査数(河川水、河川底 質、地下水、土壌)

コラム 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案

平成16年3月に発覚した大規模な産業廃棄物の不法投棄事案では、環境大臣の同意を得て、平成20年から「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく、特定支障除去等事業を実施しました。

自主撤去等を含め、約50万m³を掘削し、選別、運搬、処分を行い、平成25年3月末に対策工事が完了しました。

また、平成30年度に仮設構造物の撤去を行い、不法投棄現場における行政代執行が完了しました。

引き続き、行為者などに、不法投棄された産業廃棄物の撤去などにかかった費用の支払いを求めるとともに、周辺モニタリング調査を継続していきます。



産業廃棄物不法投棄事案の現場

3 節 騒音・振動・悪臭の規制

1 これまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

◆騒音・振動・悪臭について

騒音・振動・悪臭は「感覚公害」とも言われ、ある人には許容できる音や匂いも、別の人には許容できないといったように、感じ方に個人差があります。鉄道、工場、建設現場だけでなく、自動車、飲食店、エアコンの室外機など、身の回りに発生源があります。



◆国・県の取り組み

- ・騒音規制法や振動規制法に基づき、工場や事業場、建設工事に伴う騒音・振動を規制しています。
- ・悪臭防止法に基づき、工場や事業場で発生する悪臭を規制しています。
- ・岐阜県公害防止条例に基づき、深夜騒音等を規制しています。

◆本市の取り組み

- ・騒音規制法に基づき、都市計画法に定める用途地域によって、市域を3つの類型に区分し、騒音調査（一般地域）を実施しています。

一般地域の3つの類型

類型	地域の区分
A	専ら住居用とされる地域
B	主に住居用とされる地域
C	住居とともに商業施設や工業施設のある地域

- ・騒音規制法に基づき、道路に面する場所で、騒音調査（自動車騒音）を実施しています。
- ・本市の南東部の一部は、航空自衛隊岐阜基地の周辺地域であることから、航空機騒音に係る環境基準が定められており、4測定地点で騒音調査（航空機騒音）を実施しています。
- ・騒音・振動・悪臭を発生する工場や事業場へ立入検査を実施し、規制の遵守等を指導しています。



航空機騒音の環境基準指定地域

(2) 結果と課題

- ・騒音や振動、悪臭の原因は多岐にわたります。原因に合わせた対応が必要です。
- ・一般地域の騒音は、地域によっては環境基準を満たしていないことがあります。
- ・自動車騒音に係る環境基準の達成率は、若干改善傾向にありますが、さらなる改善が必要です。
- ・航空機騒音は、年度によって環境基準を満たしていないことがあるため、管理者に改善を求める必要があります。

2 今後の取り組み

◆騒音・振動の対策

- ・工場や事業場に対して、規制の周知や規制遵守等の指導を実施します。また、自動車や航空機の騒音は、騒音調査を実施し、必要に応じ管理者に環境改善を求めます。

◆悪臭の対策

- ・悪臭を発生させる事業場へ立ち入り、必要に応じて悪臭の測定を行い、規制遵守等を指導します。



悪臭の測定の様子

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①騒音の環境基準の達成率 (一般地域)	100%	100%	達成地点数/調査地点数
②騒音の環境基準の達成率 (自動車騒音)	93.9%	95%	達成戸数/調査路線沿道の 全戸数
③騒音の環境基準の達成率 (航空機騒音)	100%	100%	達成地点数/調査地点数